

社会教育施設における指定管理者制度の 利用について

第14回 制度・地方行財政ワーキング・グループ

● 平成28年10月27日

文部科学省生涯学習政策局 社会教育課、青少年教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

社会教育施設における指定管理者制度に関する規定

<図書館>

○ 図書館法【抜粋】

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。



○ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示172号）【抜粋】

第一 総則

三 運営の基本

⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

<博物館>

○ 博物館法【抜粋】

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。



○ 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）【抜粋】

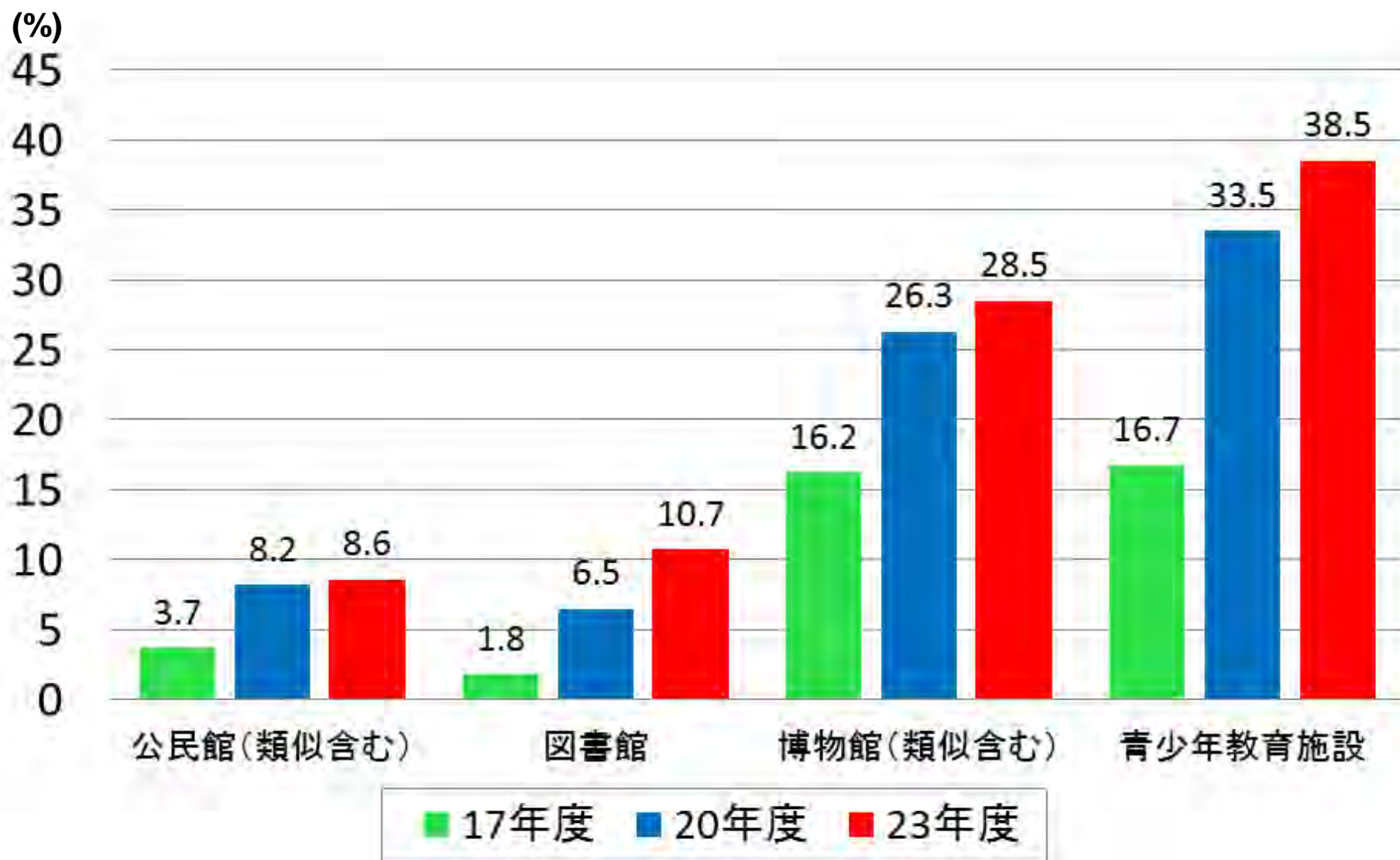
第二条 博物館の設置等

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

※公民館、青少年教育施設については特段の規定なし



社会教育施設における指定管理者制度の導入状況



公の施設で全般的に指定管理者制度を導入している自治体の 社会教育施設における指定管理者制度の利用状況

■ 新潟県刈羽村

□ 図書館、公民館等が入る大型の複合施設 生涯学習センター「ラピカ」を指定管理

<経緯> 住民サービス向上を図るために導入。

<指定管理者>

- ・平成18-28年 公益財団 刈羽村生涯学習振興公社
- ・平成28年4月～ PVK株式会社



生涯学習センター「ラピカ」

(写真)刈羽村 (注)同村に博物館、青少年教育施設はない

■ 青森県大鰐町

□ 町内唯一の社会教育施設である 公民館を直営で運営

- ・同じ建物に教育委員会事務局が入っているため、直営で運営している。



大鰐町公民館

(写真)大鰐町 (注)同町に図書館、博物館、青少年教育施設はない

■ 愛知県東栄町

□ 博物館(博物館・民芸館・花祭会館)、 青少年教育施設「東栄グリーンハウス」 を指定管理

<経緯> 住民サービスの向上と経費削減を図るために導入。

<指定管理者>

- ・平成24年～ 公益社団 東栄町シルバー人材センター



東栄町博物館

(写真)東栄町 (注)同町に図書館はない

■ 青森県佐井村

□ 地区公民館として位置付けている村内 の集会所等の全7施設を指定管理

<経緯> 経費削減のために導入。

<指定管理者>

- ・平成22年～ 村内各地区の自治会



佐井村牛滝地区
交流促進センター

(写真)佐井村 (注)同村に図書館、博物館、青少年教育施設はない

■ 兵庫県播磨町

□ 公民館、図書館を指定管理

<経緯> 民間活力の活用を図るために導入。

<指定管理者> いずれも平成18年～

- [公民館] NPO法人 まちづくりサポートはりま
- [図書館] 株式会社 図書館流通センター(TRC)

□ 郷土資料館は直営で運営

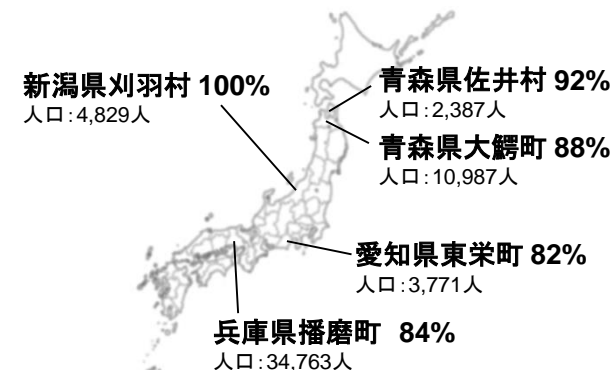
- ・専門性の高い分野であるため、専門職員を配置し、直営で運営している。



播磨町立図書館

(写真)播磨町 (注)同村に青少年教育施設はない

<各自治体の立地・人口・指定管理者制度導入率>



(注)上記自治体は内閣府事務局にて抽出

(人口出典) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)

社会教育施設で指定管理者制度を利用していない自治体の事情

— 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)」における自治体の回答より抜粋 —

適当な指定管理者を得ることができない

- 町内に指定管理者を受託できる事業者は無く、都市部の事業者に委託した場合にはコスト高が見込まれるため。【公民館・博物館(北海道・K町)】
- 島内に受託可能な事業者がいない。事業規模が小さいため収益性が低い。【図書館(東京都・A村)】
- 本市レベルのサービスを安定的・継続的に運営できる複数の事業者が存在しない。民間業者では専門職員の長期的な養成が難しく、専門職員の確保が困難。【図書館(大阪府・O市)】
- 施設規模が指定管理者導入をするには小規模であり、指定管理を受託できる団体等も現状ではないため。【博物館(宮城県・H市)】
- 小規模離島村で、村内に受託可能な業者がなく、今後も直営になると思われる。【公民館・図書館・博物館(沖縄県・A村)】
- 施設規模、使用料収入規模から指定管理を担う事業者が見込めない。【青少年教育施設(北海道・H町)】

住民サービスの向上・経費削減等の効果が得られない

- 運営規模が小規模施設の為、今後も導入の予定はない。【公民館(群馬県・Y町)】
- 指定管理者制度を導入しても、コストの縮減、利用者満足度の向上、サービスの向上等が見込めないため【公民館・図書館・博物館(富山県・T市)】
- 定型業務の委託化等により、管理運営経費の縮減に努めており、また、指定管理者に対する効果的なインセンティブも働きにくいいため、指定管理者制度の導入による費用対効果は期待できない。【図書館(大阪府・S市)】
- 現在、本市の図書館については、窓口業務の民間委託を実施しているところであるが、図書館の利用料金が無料ということもあり、今後も指定管理者制度よりも業務委託が望ましいと考えている。【図書館(熊本県・T市)】
- 非常勤職員の雇用やボランティアの協力により運営しており、指定管理者制度を導入しても経費の削減効果が見込めない。【博物館(東京都・A市)】
- 平成24年度まで指定管理者による運営を行っていたが、経費削減が図れなかったとともに、文化財等を保護・活用を推進する観点から、今後も直営での運営を考えている。【博物館(長野県・C市)】

施設の役割・機能に照らし直営で運営している

- 地元のまちづくりの拠点となっており、地元と密接な関係にあるため、現段階では指定管理者の導入を検討していない。【公民館(佐賀県・T市)】
- 貸し出し業務だけではなく、各地を移動しながら貸出業務を行ったり、町史の編纂も兼務していることから直営で対応したい。【図書館(北海道・S町)】
- 災害時の防災拠点として利用するため、直営のまま現状維持。【図書館(長野県・U村)】
- 地域の歴史、文化、民俗、自然の状況に精通し、地域の特色を活かした博物館業務を行う上では、直営とし、本市の歴史等に精通した学芸員が運営することが望ましい。【博物館(千葉県・I市)】
- 科学館は未来を担う子どもたちや市民の科学教育の振興施設であり、教育施策は行政が直接その責任を負うべき。歴史博物館は指定文化財/貴重な文化財を研究・展示、文化財を将来に伝えるため保管等文化財保護の役割りを担っているため。【博物館(滋賀県・O市)】
- 少年自然の家は単なる宿泊施設ではなく、児童、生徒等に対し自然体験や集団生活を通じた学びを提供する教育施設で、学校の学習プログラムとの連携が必要であり、指導主事の職員も設置していることから、直営での運営としている【青少年教育施設(岩手県・M市)】

庁舎の併設/PFIの利用

- 役場支所・出張所を兼ねており、行政機能や他の社会教育機能をもった施設のため直営による管理運営が望ましい。【公民館(群馬県・H町)】
- 役場及び支所に施設が隣接しており、直営で運営すべきと判断したため。【公民館(佐賀県・T町)】
- 市役所庁舎に隣接した施設であり直営による運営の方が、コストが軽減できるため、今後も同様の運営方針です。【図書館(長野県・T市)】
- 中央図書館については、PFIを導入しているため、指定管理者を導入する予定はない。【図書館(東京都・F市)】
- PFI事業で実施している為、指定管理者を導入していない。【図書館(香川県・M町)】
- 市立図書館については、現在PFI事業者が管理運営をしており、期間満了後からの指定管理者制度の導入について検討していく。【図書館(長崎県・N市)】
- PFI事業によることが適していると判断されたため。【青少年教育施設(千葉県・C市)】